

中国株式有限会社における資本制度に関する一考察（二・完）

王 培 紅

目次

- 第一章 はじめに
- 第二章 中国株式有限会社における資本制度
 - 第一節 資本の意義
 - 第二節 資本の構成
 - 第三節 資本の機能
 - 第四節 資本に関する三原則
- 第三章 利益配当
 - 第一節 利益配当（以上一八八号）
 - 第二節 継続中の会社における資産評価
- 第四章 資本の変動
 - 第一節 中国の株式有限会社における増資

第二節 減資

第五章 おわりに(以上、本号)

第二節 継続中の会社における資産評価

現物出資の資産評価(中国語「資産評価」)についてはすでに第二章第四節において述べた、本節においては、継続企業の資産評価について検討する。中国においては、継続中の株式会社の場合、各種類の資産は財務諸表の記載事項となり、利益配当とも関連するので、その掲載資産の評価は計算規定と重大な関係がある。資本金は各準備金の積立算定基準額として要求され、純利益から欠損填補積立金を差し引いてからでなければ配当できないし、利益算出のときには収入からコストを差し引くことになる。よって、資産評価が高ければ高いほど、高コストを要し利益は少なくなるため、配当可能利益も当然少なくなる。中国法においては、この段階の資産評価を「資産評価」と呼ぶ。これは、会社はその経営により資産と負債が変動するので、各項目の資産価値を分析し、財務諸表での価格計算を審査し、資産価値および当時の財務状況・経営状況を正確に反映するものである。

以下においては次のように検討する。まず、日本の株式会社における資産評価を見ただうえで、主に株式制試行企業会計制度を検討対象として、継続企業の会計帳簿に記載する資産の評価問題を考察する。

一、日本の株式会社における資産評価

商人は、営業上の財産および損益の状況を明らかにするため、会計帳簿・貸借対照表を作成し（商第三二条一項）、開業時または会社成立時および決算期における営業上の財産とその価額を記載しなければならない（商第三二条第一項、二項）。貸借対照表にいかなる資産が記載されるか、また、記載された資産の評価はいかなる基準によってなされるか、という問題は重要である。なぜなら、その評価が特に過大評価等のように不当な場合には、實際上存在しない虚構の財産が帳簿上に作出され、商人自身の経営方針を誤らせるのみならず、企業への出資者・債権者さらには社会公共の利益をも害することとなるからである。一般に資産の評価に関する基本的な立場としては、原価主義、時価主義、低価主義、低価強制主義がある。以下において、まず日本における資産評価の方法を個別的に述べる。

1、流動資産の評価

流動資産には、原則として、その取得価額または製作価額（原価）を附することを要する（原価主義）（商第二八五条ノ二第一項）が、時価が取得価額または製作価額より低いときは、時価を附するものとする評価方法（低価主義）を採用することができる（商第二八五条ノ二第二項、計算規定第三条一項参照）。ただし、時価が取得価額または製作価額より著しく低く、その価格が取得価額または製作価額まで回復すると認められる場合を除き、その低い時価を附さなければならない（低価強制主義）（商第二八五条ノ二第一項但書）。

商法第二八五条ノ二でいう「流動資産」とは、別に規定のある金銭債権、社債、株式など（商第二八五条ノ四）

二八五条ノ六)を除いた流動資産であり、すなわち、棚卸資産(商品、製品、半製品、原材料、仕掛品など)およびこれと同視すべき資産、例えば工場用地として取得したが予定を変更し売却するために保有する土地、本来の用途に使用することを止めて売却するために保有する設備、商品・原材料などを購入するための前渡金などの金銭債権以外の債権、短期間に現金化される資産などに限られている。²⁾

「取得価額または製作価額」の意義については、法に規定がないため公正な会計の慣行によることとなる(商第三二条二項)。その算定方法には、個別法、先入先出法、後入先出法などがある。時価が処分価額を意味するか再調達価額を意味するかについては争いがある。³⁾

2、固定資産の評価

固定資産には、その取得価額または製作価額を附し、毎決算期に相当の償却をなすことを要するが、予測することのできない減損が生じたときは、相当の減額をしなければならない(商第三四条二号)。

ここでいう「固定資産」とは、別に規定のある金銭債権、社債、株式、暖簾などを除いた固定資産であり、土地、建物、機械などの有形固定資産と、特許権、著作権などの無形固定資産がこれに当たる。「相当の償却をなす」とは、計画的、規則的かつ合理的な減価償却をなすことであり、償却の方法も、耐用年数も公正な会計の慣行に従うことを要する(商第三二条二項)。償却の方法には、定額法、定率法、生産高比例法などがある。予測することのできない減損には、災害、事故などによる物質的減損と、新技術・新製品の出現などによる機能的減損がある。⁴⁾

このように、固定資産の場合原価主義であるが、二〇〇一年三月末までの時限立法により、固定資産の内事業用資産については、一定の条件のもとに商法特例法上の大会社および信用金庫等一定の金融機関はその所有するすべての事業用土地について時価による再評価ができるものとされている(土地再評価法第二条一、二項、三条一、二

項、五条)。この再評価を行った場合、その再評価差額は資本の部に計上されるとともに、再評価差額は配当可能利益などの算定の関係では控除項目となる(再評価法第七条、第七条の二)。したがって、配当などの関係では再評価益の資産性が否定されている¹⁵⁾。

3、金銭債権の評価

金銭債権の評価については、原則として、その債権金額(額面金額)によらなければならない(商第二八五条ノ四第一項本文)。そして、金銭債権を債権金額より低い代金で買入れたときには減額を認めた(商第二八五条ノ四第一項但書)。さらに、平成十一年の改正により、以下のような規定が設けられた。まず、債権金額より高い代金で買入れたときは、相当の増額をすることができるとした(商第二八五条ノ四第一項但書)。すなわち、この場合、取得時の貸借対照表に記載すべき評価額を債権金額より増額した取得価額で記載することを認めた上、取得価額と債権金額との差額を、弁済期に至るまで每期一定の方法で貸借対照表に記載されるべき債権金額から差引き、弁済期において債権金額と一致させる処理をすることを認めるものである。

次に、市場価格のある金銭債権の評価については、時価を付するものとすることができたこととした(商第二八五条ノ四第一項本文、第二項)。そして、金融商品に係る会計基準においては、このような金銭債権は、証券取引法上の市場価格のある有価証券として、時価評価することとされている。市場価格とは、証券取引所、金融商品取引所、店頭市場、外国の取引所等のほか、金融機関・証券会社間の市場、デイラー間の市場、電子媒体による取引市場等において、形成されている取引価格である(金融商品に係る会計基準第一の二)。

最後に、デリバティブ取引に係る債権は、最終的には金銭で決済されることから、これを金銭債権、しかも債権金額が不確定で常に変動する金銭債権として捉え、改正商法は第二八五条ノ四第一項を適用することになる。

4、社債の評価

平成十一年の改正商法は、改正前の社債の流動性に着目する評価原則を継続し、市場価格の有無によることにした。すなわち、市場価格のある社債については、時価評価をすることができるとした。金融商品に係る会計基準は、証券取引法が適用される公開会社については、金融商品に関する時価情報を投資家に提供することが、投資家保護の観点から極めて重要であることから、時価評価を義務付けている。

5、株式の評価

株式の評価については、平成十一年商法改正により、評価基準を市場価格の有無によることにした。市場価格とは、証券取引所において形成されている取得価格である取引所の相場のほか、店頭登録市場の相場、さらには、例えば、証券会社において取扱われている未上場又は未登録の銘柄の株式などのように、随時、売買、換金等を行うことができる取引システム等において形成されている取引価格、気配、指標その他の相場を含むものである。改正商法は、市場価格のある株式で子会社の株式以外のものについては、時価評価をすることができるものとした（商第二八五条ノ六第二項、第二八五条ノ四第三項）。ストック・オプションのための自己株式評価については、その特殊性により、取得価額による評価を求めた。そして、子会社株式などの評価については、市場価格のある株式であっても、低価主義または時価主義によることはできないこととされている（商第二八五条ノ六第二項、第二八五条ノ二第二項、第二八五条ノ四第三項）。

なお、株式以外の出資持分の評価については、有限会社社員持分の他、合名会社、合資会社、民法上の組合、匿名組合、中小企業など共同組合、信用金庫などの出資持分の評価については、取得原価主義により、発行体の資産状態が著しく悪化したときは、相当の減価をすべきこととされ、市場価格のない株式の評価基準による（商第二八

五条ノ六第四項）。

6、暖簾の評価

暖簾は、他人から有償で譲受けた場合または合併によって取得した場合に限り、貸借対照表の資産の部に計上することができ、この場合には、その取得価額を附し、その取得後五年内に、毎決算期において、均等額以上の償却をしなければならぬ（商第二八五条ノ七、なお、計算規第十七条参照）。

「暖簾」は、老舗、営業権、グッドウィルなども呼ばれ、得意先関係、仕入先関係、営業の名声、営業上の秘訣などが一体となって形成する事実上の関係であり、一種の無形固定資産である。暖簾について比較的短い償却期間を定めたのは、その資産としての不確実さを考慮したからである。¹⁰⁾

7、繰延資産

繰延資産とは、本来は費用の性質を有する支出であるにもかかわらず、貸借対照表の資産の部に計上し数年度にわたって漸次償却することを認められるものであり、流動資産・固定資産とならぶ第三の資産項目である（計算規第五条）。これが認められるのは、ある営業年度になされた支出の効果が次年度以降にも及ぶときは、その支出の全額をそれがなされた年度だけに負担させず、その支出のうちそれ以後の各年度の収益に対応する部分を各年度に負担させることによつて、費用と収益を対応させ期間損益計算を可能ならしめるのが合理的だからである。問題は、繰延資産には、資産の部の総額を増加させ利益配当を容易にする効果もあるから、繰延資産をみだりに認めると、会社資産の充実が害される。商法は、以下のものを繰延資産として認める。¹¹⁾

創立費（商第二八六条）、開業費（開業準備費商第二八六条ノ二）、試験研究費・開発費（商第二八六条ノ三）、新株発行費（商第二八六条ノ四）、社債発行費（商第二八六条ノ五）、社債発行差金（社債差額）（商第二八七条）、

建設利息（商第二九一条四項）。これらのうち、開業費および試験研究費・開発費については、それらが不確実なものであり、しかも多額になる可能性があるため、特別の配当制限が定められている（商第二九〇条一項四号）。そして、法に規定のない臨時巨額の損失などを繰延資産とすることは認められない¹²⁾。

二、中国株式有限会社における資産評価（中国語Ⅱ資産評価）

中国株式有限会社においては、各会計年度終了時に、財務会計報告（中国語Ⅱ財務会計報告）を作成し、法に基づき審査検証を受けなければならない。財務会計報告には、以下の財務諸表および附属明細表が含まれる。すなわち、①貸借対照表（中国語Ⅱ資産負債表）、②損益計算書（中国語Ⅱ損益表）、③財務状態変動表、④財務状況説明書、⑤利益処分案（中国語Ⅱ利益分配表）である。

1、流動資産の評価（中国語Ⅱ評価）

中国法において、流動資産とは、一年内に、または一年を超える一営業周期内に換価されまたは運用される資産をいい、一般に、現金、銀行預金、短期投資、未収金、前払金および棚卸資産などをいう。企業の各種流動資産は、分類して会計処理され、かつ、貸借対照表において項目を列挙表示されなければならない（株式制試行企業会計制度第二〇条）。以下では、中国法における流動資産を個別に紹介する。

① 棚卸資産

棚卸資産とは、会社が生産経営の過程で販売、または費消するために所有する物資をいい、商品、製品、半製品、仕掛品、材料、燃料、包装物資、低額消耗品および低額の工具器具備品（中国語Ⅱ低値易耗品）などを含む（企業

会計準則第二八条、株式制試行企業会計制度第二四条）。

棚卸資産は、原則的に実際の取得原価に従って記帳しなければならないが、計画原価又は定額原価の方法を採用して日常的計算を行なう場合には、期ごとに、その原価差額を繰り越し、計画原価又は定額原価を調整して、実際の取得原価としなければならない（企業会計準則第二八条）。

取得原価により記帳する場合、他から購入した棚卸資産の取得原価はその購入価額をもって記帳するものとし、自ら製造した棚卸資産はその製造過程における実際の支出額をもって取得原価とする。株主が出資した棚卸資産は、評価・確認された価額で記帳するものとする。棚卸減耗は、その取得原価によって記帳するものとする。贈与により受け取った棚卸資産の場合は、受贈品の仕切書、税関申告書、受贈に関わる協定書、同種類の国内あるいは国際市場価格などの資料に基づいて確定した価額で記帳するものとする（株式制試行企業会計制度第二四条）。

棚卸資産については会社の状況を考慮し、先入先出法、加重平均法、移動平均法、個別法、後入先出法などの方法を適用して、取得原価を算定するものとする（株式制試行企業会計制度第二五条）。

なお、棚卸資産については定期的に実地棚卸を行うものとする。実地棚卸により明白にした過剰在庫分（中国語「盤盈」、棚卸減耗および期限切れ、陳腐化、破損などにより処分する必要があるものは、即時処分を行ない、かつ当期の損益に算入しなければならない（企業会計準則第二八条、株式制企業会計制度第二六条）。

② 金銭債権

日本商法第二八五条ノ四金銭債権の評価対象となるのは、短期貸付金、受取手形、売掛金など流動資産に属するもののほか、長期貸付金、長期預金など固定資産中の投資などに属する金銭債権を含み、かつ、企業自身の経営活動すなわち販売過程を通じて取得したものに限らず、他より買い入れた金銭債権をも含む¹⁴。これに対して、中国で

は、この金銭債権を、現金および預金、未収金および前払金、短期投資、長期投資に分け、それぞれにつき別々に規定されている。

ア、現金および預金

現金および預金は実際の収入と支出に基づいて記帳する。外貨による取引が発生した場合には、外貨額を人民元に換算して記帳し、また外貨額と換算レートを併記するものとする。すべての外貨勘定の増減は、一律に、国家公表レートにより換算し、人民元によって記帳するものとする。外貨額を換算し、人民元によって記帳する場合には、取引発生時の国家公表レートで換算するか、あるいは取引が発生した月の月初の国家公表レートによって換算することもできる。毎月末、会社は外貨勘定の残高を月末の国家公表レートによって人民元に換算し、外貨勘定の人民元残高とする。当該月末時における換算によって生じた換算差額は、その期の財務費用として計上するものとする（株式制試行企業会計制度第二二条）。すなわち、最初にいわゆる取得時基準説¹⁵を採ったあと、決算日基準説¹⁶を採ることになる。

イ、未収金および前払金

未収金項目には受取手形、売掛金、その他の未収金が含まれる。前払金項目には前渡金、前払費用などが含まれる。未収金項目と前払金項目は実際に発生した金額を記帳し、また取引先、取引項目、費用種類などに応じて明細帳を備え、これらの明細を記載しなければならない。

会社は売上債権の期末残高に対し一〇〇〇分の三から一〇〇〇分の五の貸倒引当金を設定し、その繰入額を当期の損益として計上する。発生した貸倒損失は、貸倒引当金と相殺する。すでに処理した貸倒がその後回収された場合には、貸倒損失と相殺されるものとする。期末貸倒引当金と売上債権の帳簿残高との比率が法定のそれより高

いあるいは低い場合には、期末貸倒引当金額が適正額となるよう修正する。貸倒引当金はそれぞれ計算し、また貸借対照表上、売上債権のマイナス項目として表示するものとする(株式制試行企業会計制度第二三条、企業会計準則第二七条参照)。

③ 短期投資

短期投資は、随時換金が可能でしかも所有期間が一年以内の株式と債券およびその他の投資を含む。これらは取得時の買入価額で帳簿に記載し、市場価格がある場合には時価を貸借対照表に注記するものとする。会社が取得した株式について、実際に支払った金額のうち、将来受取るとは確定しているがまだ受取っていない株式利息配当金は、未収金として記帳し株式の取得原価に含めない。債券については、実際に支払った金額のうち、将来受取るとは確定しているがまだ受取っていない債券利息は、未収金として記帳せず債券の取得原価に含めるものとする。当期に支払を受けた株式利息配当金および債券利息、ならびに株式や債券の売却価額と帳簿価額との差額は、当期損益として計上するものとする(株式制試行企業会計制度第二二条)。

2、長期投資の評価

企業の長期投資は、一年以上現金化されないものであり、長期所有の株式や債券、その他の投資を含む。長期投資は貸借対照表上、それぞれの項目ごとに表示するものとする。一年以内に期限の到来するものは流動資産として表示しなければならない。

株式投資は、その実態に応じて、原価法(中国語「成本法」)あるいは持分法(中国語「權益法」)によって記帳されることとなる。前者の場合、投下資本を回収するまで取得原価をもって記帳する。株式発行会社の状況、すなわち純資産の増減や収益状況に関わらず、帳簿価額は取得原価で維持されることとなる。後者の場合、つまり、他の

会社に対する企業の投資が当該企業資本総額の二分の一以上を占める場合、長期投資は持分法に従って記帳し、投資先における持分の比率の変化に基づき、自社の持分の増加または減少額を計算し、長期投資勘定に記入しなければならない。被投資会社より受取った株式利息配当金は長期勘定と相殺控除するものとする。

債券投資は、実際に支払う金額に従って記帳する。実際に支払う金額に計算すべき利息が含まれている場合は、当該利息部分の金額を単独記帳しなければならない。プレミアム付で、または割引価額で購入した債券については、実際に支払った金額と債券額面との差額を、満期日までの間に繰延償却しなければならない（株式制試行企業会計制度第二八条）。

3、固定資産の評価

固定資産とは、企業が保有する使用年限が一年以上で、単位価値が所定の限度額以上の建物、機械などの有形固定資産のことである（株式制試行企業会計制度第三〇条）。

① 原価の計算方法

固定資産については、取得原価に従って記帳しなければならない。企業は、次の各号の規定に従って固定資産の取得価額を確定しなければならない。

ア、購入した固定資産については、当事者双方の合意価額または合理的見積価額に支払われた包装費、運賃および備付費用などを加えた価額を記帳する。

イ、自ら建造した固定資産については、建造過程において実際に発生した支出額全部を記帳する。

ウ、他の会社に投資として譲受けた固定資産については、当該投資会社の帳簿取得価額を記帳し、評価確認された価値を固定資産の純価額とし、評価確認された固定資産の純価額が投資会社の帳簿取得価額を上回る場合に

は、当該確認された金額を固定資産取得価額としなければならない。

エ、ファイナンスリースされた固定資産については、リース契約により確定された設備代金ならびに発生済の運賃、中途保険料および備付・調整試運転費用などの支出を記帳する。

オ、既存の固定資産を基礎として改築または増築をした場合には、既存固定資産の価値に、改築又は増築により発生した支出を加え、かつ、改築又は増築の過程において発生した換価収入を減じて記帳する。

カ、贈与を受けた固定資産については、贈与固定資産のインボイス、通関リスト、関係契約および同種の固定資産の国内市場価額または国際市場価額などの資料により確定された価額を記帳する。

キ、企業が収入金を用いて購入・建設した固定資産の購入・建設期間内に発生した借入金利息支出および外貨換算差額等は、固定資産の価値に算入しなければならない（株式制試行企業会計制度第三一条）。

② 減価償却

企業は、財政部が制定した償却規定に基づき、固定資産の減価償却額を控除しなければならない。企業が控除する減価償却額は費用項目として記入し、資本金額と相殺してはならない（株式制試行企業会計制度第三二一条）。固定資産の減価償却は、固定資産の原価、残存価額、予定使用年限または予定作業量に基づいて、年数平均法または作業高（または生産高）比例法を持って計算しなければならない。別の関係規定に適合する場合には、加速減価償却法をとることができる（企業会計準則第三〇条）。

なお、企業は少なくとも毎年一回実地棚卸をする。棚卸差益、棚卸差損または毀損のある固定資産については原因を調査して明らかにし、報告書を作成し、承認を経た後に処理し、棚卸差益または差損を営業外収入または営業外支出としなければならない（株式制試行企業会計制度第三五一条）。

4、無形資産の評価

無形資産には、特許権、商標権、ノウハウ、土地使用権および暖簾などが含まれる（株式制試行企業会計制度第三七条）。

企業が取得した無形資産は、次の各号の規定に従って記帳しなければならない。
ア、株主が投入した無形資産は、評価・確認された価額を記帳しなければならない。
イ、購入した無形資産は、実際に支払われた代金を記帳しなければならない。

ウ、自ら開発し、かつ、法定手続に従って申請し取得した無形資産は、開発の過程において発生した実際原価を記帳する（株式制試行企業会計制度第三八条）。

無形資産は、企業の受益期間内に、所定の無形資産の有効期間に従って、期間を分割して均等繰延償却しなければならない。所定の期間のないものは、受益期間に従って、均等繰延償却する。予定受益期間を確定できないものは、一〇年以上の期間内で、期間を分割して均等繰延償却する。無形資産の期末未償却残高は、財務諸表において単独表示しなければならない（株式制試行企業会計制度第三九条）。

5、繰延資産

繰延資産とは、企業に発生した当該年度およびそれ以後の年度において償却しなければならない費用のことである。繰延資産には、開業費と長期繰延費用が含まれる。開業費とは、企業の開業準備期間において発生した費用をいい、開業準備要員の給与、出張旅費および従業員訓練・育成費等を含む。長期繰延費用とは、償却期間が一年以上の開業費以外の費用をいう（株式制試行企業会計制度第四〇条）。たとえば、リースした固定資産は、会社の資産には入られないが、企業がその固定資産を改装、修理などをする場合、その費用は企業から負担しなければならない

ない。そして、その支出が大きいのは普通であるが、長年受益することもできるから、繰延資産に計上することになってはいる。また、固定資産の修理費用は、その受益期間は一年以上かつ金額が比較的大きい場合は、繰延資産にすべきである。¹⁸⁾

企業の開業費は、生産開始から期間を分けて償却し、繰延期間は五年を下回ってはならない。固定資産大型修理用に支出した費用は、次回の修理を行う前に償却しなければならない。その他の繰延資産は、一定期間内あるいは、受益期限内に償却しなければならない。

企業の長期繰延費用は、単独会計処理し、費用項目の受益期間内に期間を分けて繰延償却をしなければならない（株式制試行企業会計制度第四一条）。

三、検討

1、棚卸資産

以上から、中国株式制試行企業会計制度および企業会計準則において規定している「流動資産」は、日本の財務諸表規則に規定している流動資産の概念と一致し、商法二八五条ノ二で規定している流動資産、すなわち、棚卸資産およびそれと同視すべき資産より範囲が広いことがわかる。

棚卸資産の評価（財務諸表への計上）について、中、日両国とも原価の算定方法として原価主義を採っている。ただし、中国では原価主義のみを採用しているのに対し、日本では商法第二八五条ノ二第一項において、原則として原価主義をとる一方、時価が原価より著しく低いときは、その価格が原価まで回復すると認められる場合を除き、

低価主義を強制されている（第一項但書）。低価評価を強制する要件は、時価が原価より著しく低いこと、および時価が原価まで回復する見込みがないことである。このうち「著しく低い」とは、会計慣行によつて判断すべきであるが、ただ、「著しい」というためには、通常予想される変動の幅を超えていることが必要であると解されている。また、低価の原因については、時価が原価より著しく低い原因は問わない。すなわち、損失、減耗、変質、陳腐化、不適応化などの資産の品質低下によるものと一般的価格水準の低下によるものとが考えられるが、その両方を含むと解されている。²³⁾

このような見解に対して、時価が低下した原因が資産の品質低下を原因とする場合には時価の低下が「著しく」ない場合でも時価（再調達価額）まで切り下げること、および時価が低下した原因が資産の一般的価格水準の低下による場合には、たとひ時価の低下が著しくても資産の価額を切り下げないのが会計慣行である、との指摘もある。²⁴⁾

中国においては、棚卸資産の評価につき原価主義を採っているが、定期的に棚卸を行い、その棚卸損益または毀損のある棚卸資産については、過失のある者または保険会社からの賠償額および残存価額を控除した後に、関係する原価および費用に相応する額を計上し、そのうちの自然災害によりもたらされた純損失は、営業外支出に計上する（株式制試行企業会計制度第二五条）。すなわち、棚卸損失、毀損、自然災害の原因により、時価と原価との間に差額が生ずる場合には、日本の会計原則のように、時価での計上を要求する代わりに、その損失を填補するかまたは控除する。しかし、時価が低下した原因が資産の一般的価格水準の低下による場合には、原価で記帳するよう要求しており、反対説に近い。

2、暖簾の評価

暖簾の計上は、中日両国とも取得価格によるが、暖簾の償却期間につき、日本ではその取得後五年内を要求する

に対し、中国では、その受益見通し期間以内に償却するか、受益見通しできないとき、一〇年以内に償却することを要求している。もつとも、日本で暖簾について比較的短い償却期間を定めたのは、その資産としての不確かさを考慮したものであるといわれている。²² 中国法のもとでのこの一〇年間の償却期限については、さらなる検討を要すると思われる。

3、繰延資産

日本の商法第二九〇条は、一般的には貸借対照表の純資産額から資本の額と法定準備金の額、資産に時価を付する場合（例外を除く）、その付してある時価の総額がその取得価額の総額を超えるとき、時価を付することにより増加した貸借対照表上の純資産額を控除して配当限度額を算定するが、計上されている開業準備費、試験研究費、開発費の合計額が法定準備金の額を上回るときには、その超過額を更に控除するという限度額を定めている。繰延資産は費用であるにもかかわらず、貸借対照表の資産の部に計上することは、理論的には肯定し得ても、具体的に、個々の計上について客観的な指標がなく、会計担当者の主観的判断による部分が多いことも否定できない。²³ よって、商法は、金額が巨額になりやすく、かつ限定が困難な繰延資産については、債権者保護を考慮して特別な規定を置いたとされる。²⁴

これに対して、中国株式会社における繰延資産とは、開業費および繰延償却期間が一年以上の資産をいう。よって、開業費および当該年度に全部の費用を計上することができず、何年間にわたって受益することができるのであれば、全て繰延資産として処理すればよい。

以上のように、中国では繰延資産について日本におけるような利益算出方法を採用しない結果、多額の繰延資産の計上により利益を過大に算出し、会社債権者の利益を害するおそれがある。したがって、繰延資産の計上可能項

目、償却年数に関しては検討の余地があると考ええる。

四、まとめ

第二章第四節(一)で述べたように、中国の会社法では、会社設立段階での現物出資に対する資産評価については、日本商法は詳しく規定されているが、継続中の会社の記帳する場合の資産評価(中国語「資産估値」)については、日本商法のように資産評価についての規定がない。これは、資産評価が全て会計法規に委ねられていることを理由とする。以下において、中・日両国における資産評価の比較を行う。

1、有形固定資産

表2

	日 本	中 国
購入による取得	購入代価に付随費用(手数料、運搬料、備付費、関税、登録税等)を加算する。	双方の合意価額または合理的見積価額に包装費、運賃、備付費用などを加算する。
自家建設	製造原価のほか、保管費、運搬費、間接材料費、間接労務費などの間接費を含むが、一般管理費は含まない。	建造過程において実際に発生した支出額全部。
現物出資による取得	出資者に対して公布される株式の発行価額のうちその固定資産に割り当てられる価額に付随費用を加える。	投資会社の帳簿価額とする。再評価額が原帳簿価額を上回る場合、評価額とする。

<p>交換による取得</p>	<p>交換の対価となる資産の簿価に交換に要する費用を加えた額であり、その資産が償却資産であるときは既償却額を控除した残額となる。</p>	<p>規定はないが、リースされた固定資産の場合、設備代金に発生済運賃、中途保険料および備付・調整試運転費用等の支出を加算する。</p>
<p>贈与による取得 (無償取得)</p>	<p>時価などを基準として公正に評価した額をもって所得価額とする。</p>	<p>同種の固定資産の国内または国際市場価額などの資料に基づいて確定された価額。</p>
<p>減価償却</p>	<p>資産の原価から残存価額を控除した額をその耐用期間に計画的、規則的に配分する。</p>	<p>固定資産の原価、残存価額、予定使用年数または予定作業量に基づいて、年数平均法または作業高（または生産高）比例法を持って計算する。関係規定を満たす場合は、加速減価償却法を採用できる。</p>
<p>減損処理</p>	<p>予測することのできない減損が生じたときは、相当の減額をしなければならない。</p>	<p>棚卸差損または毀損のある固定資産について、発生した損失は営業外支出とする。</p>

以上の表から、有形固定資産の評価については、中・日両国の関係規定はほぼ同様であることが分かる。そして、中国においては、土地のことは関係がないため、土地の時価評価も問題にならない。

2、無形固定資産

日本法でいう無形固定資産は中国法でいう無形資産に対応し、特許権、ノウハウ、暖簾などを含む。ただし、中

国の無形資産には土地使用権も含まれ、これは中国に特有なものである。日本法は、無形固定資産（中国語＝無形資産）については、取得原価主義を採り、取得原価も実際取得価額を意味し、購入、現物出資、交換、贈与の場合における取得価額の算出についても中国における固定資産の場合とほぼ同様である。

3、流動資産

中国法でいう流動資産の範囲は、日本商法に規定するその範囲より広く、日本商法でいう流動資産、金銭債権、社債その他の債券、株式その他の出資を全て含む。以下において、評価基準を項目別にまとめる。

表3

	日本	中国
棚卸資産およびこれと同視すべき資産	取得原価主義を原則としながら低価主義の選択も認める。また、低価の強制もされている。	原則的には原価主義を原則としながらも、計画原価を採っても良い。ただし、この場合、期毎に計画原価を実際原価に調整しなければならぬ。
金銭債権	債権金額すなわち債権の名目上の金額による。相当の減額をなすことができ、取立不能見込額の控除をしなければならない。外貨について、外貨建の短期金銭債権・債務については決算日基準、長期金銭債権・債務については取得時または発生時基準による。	実際に発生した額をもって記帳する。貸倒準備金を積立、取立不能見込額の控除をしなければならない。外貨については、取得時基準説を採ったあと、決算日基準説を採ることになる。

	<p>社債その他の債券の 評価</p> <p>ることとし、後者については、決算時の為替相場による円換算額を貸借対照表に注記することとしている。</p>	
<p>社債その他の債券の 評価</p>	<p>取得原価主義は原則であるが、取得価額が社債金額と異なる場合、相当の増額または減額をすることができる。取引所の相場のある社債は、時価が原価より著しく低く、かつ、取得価額まで回復する見込みがないときは時価で評価しなければならない。取引所の相場のない社債は、取立不能見込額を原価から控除しなければならない、その他の債券も同様である。</p>	<p>実際に支払った金額をもって記帳する。短期社債の場合、同時に期末時価を記入する。長期社債の場合、実際に支払う金額に計算すべき利息が含まれている場合は、当該利息部分の金額を単独記帳しなければならない。取得価額が社債金額と異なる場合、その差額を債券存続期間内において、繰延償却しなければならない。取引上の相場のある債券であるか否かについての規定はない。実際に支払う金額をもって記帳する。ただし、他の会社に対する企業の投資が当該企業の資本総額の2分の1以上を占める場合、長期投資は持分法に従って記帳し、株式の帳簿価額は被投資会社の純資産の増加（減少）は、投資収益（投資損失）となる。</p>
<p>株式その他の出資の 評価</p>	<p>原価主義を原則とするが、相場がある株式については、時価の強制の場合もあるのに対し、相場がない株式については、その発行会社の資産状態が著しく悪化したときは、相当の減額をしなければならぬ。²⁷</p>	

以上の表から、次のようなことがわかる。すなわち、棚卸資産について、日本は原価主義を原則としながらも、低価主義または低価強制主義も認めている。低価主義を採用するのは、企業財政の基礎を安定させるものとして現に広く行われている会計慣行であり、低価強制主義を採用するのは、資本維持を使命とする商法上の配当計算固有の要請に基づくものである³⁰⁾。これに対し、中国法においては、引当金の積立を認めているが、時価による変化は表示されない。これは中国の株式有限会社の利益は損益計算書に基づき算出されるため、コストを正確に計算するために、原価主義を採用しているものと思われる。

金銭債権の評価方法については、中・日両国はほぼ同様である。

社債その他の債券の評価および株式その他の出資評価について、中・日両国の処理方法は異なる点もあるが、結果的にはほぼ同様であると考ええる。

4、結論

資産が過大評価されると見せかけの利益が生じて株主や債権者を惑わすということになり、逆に低く見積もられると、株主の利益配当請求権が害されることになる。日本では、この観点から、原価主義を原則としながらも低価強制主義を採っており、さらに、平成十一年の商法改正により、市場価格のある金銭債権など一定の金融資産に時価による評価を容認した。これに対し、中国においては、資産評価全般からみると、基本的には原価主義を採っている。低価主義および時価主義を認めないのは、資産評価は費用計算のためにのみ行われることを前提として考えられ、配当可能利益を算出する際の資産評価の果たすべき機能は考慮されていなかったようである。資本からの配当が認められていないから資本維持はあるが、但し、日本のように同じ実現利益主義を採りながら、流動資産について価格の低下については低価主義を伴っていない。この点では固定資産についての未実現損失を考慮していない

イギリスの私会社に関する規制と対照的である。もつとも、中国株式有限会社は利益剰余金テストを採用した理由の一つとして、中国の伝統的な会計処理方法を使い慣れたことがあるため、今後、国際会計基準に従い、中国株式有限会社における配当規制を見直す場合、一層検討する余地があると考ええる。

注

- (1) 蓮井良憲「資産の評価」蓮井良憲ほか『会社会計法』二八頁（中央経済社、一九九〇年）。
- (2) 北沢正啓『会社法（第四版）』五五三頁（青林書院、一九九四年）。
- (3) 北沢・前掲注(2)五五四頁。
- (4) 北沢・前掲注(2)五五四頁。
- (5) 小林量『基礎コース商法Ⅱ会社法』一五八頁（新世社、一九九九年）。
- (6) 原田晃治「平成二一年改正商法の解説——株式交換、時価評価」『民事月報五四卷八号八七頁（法務省民事局、一九九九年八月）。
- (7) 原田・前掲注(6)八九頁。
- (8) 原田・前掲注(6)九一頁。
- (9) 原田・前掲注(6)九三頁—九四頁。金融商品に係る会計基準第一の二、同注解（注2）。
- (10) 北沢・前掲注(2)五五六頁、五五七頁。
- (11) 北沢・前掲注(2)五五八頁。
- (12) 北沢・前掲注(2)五五九頁—五六一頁参照。
- (13) 中国における会計年度は、西暦の一月一日から十二月三十一日までとする（株式制試行企業会計制度第六条）。

- (14) 蓮井良憲・前掲注(1)六一頁。
- (15) 日本でいえば、取得時または発生時の為替相場による円換算を附すべきであるとする説である。
- (16) 日本でいえば、決算日の為替相場による円換算額を付すべきであるとする説である。
- (17) 中国法における固定資産は、日本商法第三四条第二項と異なり、無形固定資産を含まない。特許権、著作権、ノウハウなどは、無形資産として別に取り扱われる。なお、中国の土地は国の所有か、集団所有になるため、土地使用権しか認められないが、土地使用権は無形資産として取り扱われる。
- (18) 袁建国『株式制企業会計』九七頁（東北財経大学出版社、一九九六年）。
- (19) 蓮井・前掲注(1)四六頁。
- (20) 鈴木、矢沢、味村、田中、大住、西原、大隅先生はこの説を採られる。
- (21) 西山忠範『新版注釈会社法(8)』一四八頁—一四九頁「上柳克郎ほか編」（有斐閣、一九八七年）。
- (22) 北沢・前掲注(2)五五七頁。
- (23) 片木晴彦「繰延資産と引当金」蓮井良憲他著『会社会計法』九七頁（中央経済社、一九九一年）。
- (24) 片木・前掲注(2)九七頁。
- (25) これについては、次のように説が分かれる。すなわち、対価としての支出額がないため、取得価額はゼロであり、原価主義を貫くべき以上、この資産を簿外資産として評価しないと解する立場と、時価などを基準として公正に評価した額をもって取得価額とすると解する立場である。商法第三十四条二号は、成果主義を採用し、原価が存在し、かつそれを認識しうることを前提として規定であり、無償取得資産の評価は成果主義でとらえるべきではなく、商法に潜在する財産主義の一つの表われとみるべきであるから後説を妥当と考える（蓮井・前掲注(1)五十三頁）。
- (26) この表は、日本法関係内容については、蓮井・前掲注(1)五二頁、五三頁を、中国法関係内容については、株式制試行企業会

計制度、企業会計準則を参照して作成した。

(27) いわゆる相当の減額とは、純資産額の減少の割合に応じて原価を減少することと解される（蓮井・前掲注(1)七四頁）。

(28) この表は、日本法関係内容については、蓮井・前掲注(1)五二頁、五三頁を、中国法関係内容については、株式制試行企業会計制度、企業会計準則を参照して作成した。

(29) 蓮井・前掲注(1)四五頁。

(30) 蓮井・前掲注(1)四六頁。

(31) 小林・前掲注(5)一五七頁。

第四章 資本の変動

資本の変動が生ずる場合としては、増資と減資がある。

第一節 中国の株式会社における増資

日本法では、昭和二五年改正前には、資本の増加には定款変更事項として株主総会の特別決議が必要であった（昭和二五改正前第一六六一③・三四二・三四三・三四八条）が、同年の改正により株式会社社の資金調達の機動性を高めるために授權資本制度が採用され（商法第一六六条Ⅰ③）、定款所定の会社の発行予定株式数範囲内において原

則として取締役会が経営上の要請に応じて適宜新株発行を決定することとなった¹⁾。中国株式有限公司においては、昭和二五年改正前の日本商法と同じく授權資本制度を採っていない。よって、中国株式有限公司における増資を検討する前に、以下では、まず、日本の昭和二五年改正前における増資に関する条文を見る。

発起人は定款作成時に、会社の資本総額を記載し署名しなければならず（昭和二五年改正前商法商一六六条I③）、増資をなすには株主総会の決議を経て定款変更しなければならなかった（二五年改正前商法第三四二条）。増資決議においては、①券面額以上の発行、②現物出資をなす者の氏名、出資の目的たる財産、その価格およびその者に与える株式の種類、株式数、③資本の増加後に譲受ける約束をした財産、その価額および譲渡人の氏名、④新株の引受権を供すべき者およびその権利の内容を決し（二五年改正前商法第三四八条）、その決議には総株主の半数以上にして資本額の過半数に当たる株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれをなす（特別決議）、と規定されていた（二五年改正前商法第三四三条）。以上をふまえて、次に、中国の株式有限公司における増資を具体的に検討する。

一、増資の意義および要件

会社成立後に、資本総額を増加することを増資という²⁾。株式有限公司における増資は、主に新株発行によってなされるが、資本準備金の組入れ、法定利益準備金の組入れ（中国会社法第一七九条）、株式配当による増資（中国会社法第一三七条）によってもなされる。ただし、利益準備金の資本組入れをもって増資を行う場合、増資後の法定利益準備金の留保額は登録資本金額の二五%を下回ってはならない（中国会社法第一七九条）。

なお、中国会社法第一三七条により、会社が新株発行する際に、以下の条件を満たさなければならない。

- 1、前回発行した株式につき全額払込があり、かつ、前回の発行から一年以上経過したこと。
- 2、会社が最近三年以内に連続して利益を上げ、かつ、株主に対し利益配当を行うことができること。
- 3、会社の最近三年以内の財務会計書類に虚偽記載がないこと。
- 4、会社の実現予想利益率が同一期間の銀行預金利率に達しうること。¹¹⁾

二、増資の手続

中国株式会社においては、まず取締役会が増資案を作成し（中国会社法第一二二条）、株主総会に提出する。株式会社有限会社の資本金額は会社の定款記載事項となっているため（中国会社法第七九条）、増資決議は、株主総会の特別決議によることになっている（中国会社法第一〇三条、一〇七条）。株主総会での決議事項は以下のとおりである。

- 1、新株の種類および発行株式数。
- 2、新株発行価格。
- 3、新株発行の開始および終了日。
- 4、既存株主に対して発行する新株の種類および株式数（中国会社法第一三八条）。

株主総会の新株発行決議後に、取締役会は、国家國務院が授権する部門または省級人民政府に認可申請を行わなければならない。特に、一般公募による新株発行の場合、國務院証券管理部門の認可を経なければならない（中国

上記の許可を得た後、会社は、新株募集説明書、財務諸表および附属明細書を開示し（中国語Ⅱ公告）、かつ、株式申込証（中国語Ⅱ認股書）を作成しなければならない（中国会社法第一四〇条一項）。会社が新株を公募により発行する場合、法により設立された証券経営機構に販売を引受けさせ、販売引受契約を締結しなければならない（中国会社法第一四〇条二項）。

新株の発行価格について、会社は連続した利益状況および財産価値増加状況に基づき、価額決定案を決めることができる（中国会社法第一四一条）。

会社は、新株を発行し、全額引受があった後、会社登記期間において変更登記をし、公告をしなければならない（中国会社法第一四二条）。

株式有限会社が登録資本を増加するために新株を発行する場合は、株主の新株引受は、設立する際に株式払込の関係規定による（中国会社法第一八七条）。

第二節 減資

日本法においては、減資剰余金は資本剰余金として積立てられなければならないと規定されている（商第二八八条ノ二第一項第四号）。これに対して、中国では、減資剰余金について規定されていない。これは、会社債権者保護の面では問題になりうると考える。なお、中国現行法の減資方法は日本と同様であり、これは日本の立法を参考したようである。以下において、まず日本法の減資規定と減資剰余金を見た後、中国の現行法の規定を紹介し、検

討を加える。

一、日本法の現行規定

1、資本減少の意義および種類

資本の減少とは、会社債権者の担保として社内に留保されるべき会社財産の基準額（＝資本の額）を引き下げること⁶⁶をいう。資本は、会社財産を確保するための基準となる金額であり、会社の信用の基礎をなすから、みだりにこれを減少することは許されない（資本不変の原則）。しかし、実際上の必要もあり、株主および会社債権者を保護するための厳格な手続を定め、資本減少を許容している。資本の減少には、会社財産の株主への払戻を伴う実質的減資と、資本の欠損がある場合に、その欠損を消すために、資本額のみが減少され、財産額の流失は伴わない形式的減資がある。

2、資本減少の法規制

出資者としての株主は、会社に出資された資金が会社の企業目的に利用され、その企業活動から生じた利益の配当を享受することを期待し、そのことに利益を有する。従って、資本を減少することは、株主の利害に重大な影響を及ぼすものであって、株主総会の特別決議で決定すべきものとされる（商第三七五条第一項、第三七六条第一項）。

次に、株主が株式の払込のほか何ら責任も負わない株式会社にあつては、会社債権者は、会社に対する債権の引当てとして会社財産のみを頼らざるを得ない。こうした会社債権者にとつて、会社に留保すべき財産額の減少をもたらす資本の減少は、資本的な拘束を解かれた金額が資本の減少と同時に株主に払戻されるか否かを問うことな

く、その債権についての責任財産を減少させ又は減少させる危険性を持つものである。したがって、会社は、資本減少の決議の日から2週間内に、会社債権者に対し、資本減少に異議があれば一ヶ月を下らない一定の期間内にこれを述べるべき旨を官報で公告し、かつ会社に知れたる債権者に個別にこれを催告しなければならない(商第三七六条第二項、第三項、第一〇〇条)。

第三に、資本の減少後に会社に対して債権を取得する者は、会社に留保すべき財産額が資本減少後のそれであることを知ることにより正当な利益をもつ。したがって、会社は、資本の減少後は、遅滞なく、資本の減少による変更登記をしなければならない(商第一八八条第二項⑥号、第三項)。

なお、資本の総額が一〇〇〇万円を下ることになる減資は行うことができず、そのような減資は無効である。⁸⁾

3、資本減少の方法

日本法においては、資本減少の方法として、通常各株式の券面額を減少するか(商第一六六条一項四号、第一六六条二項参照)、株式併合または株式消却により発行済株式総数を減少するか、または、この両者が併用される。⁹⁾ 法は、資本減少に際してとられるかような処置を資本減少の方法とよんでいる(商三七六条一項)。この資本減少の方法は、額面株式と無額面株式とを分けてみる必要がある。¹⁰⁾

額面株式の場合、株金額の減少は、あるいは払込株金額の一部を株主に返還することにより(払戻)、あるいは払込株金額の一部を株主の損失において株金額から削除することによって(切棄)行われる。また、株式数の減少は、株式の併合または消却(任意消却・強制消却)によって行われる。株式の消却には、有償消却(実質上の減資の場合)と無償消却(名義上の減資の場合)とがある。¹¹⁾

無額面株式の場合には、株金額の減少ということはありえないが、払込金額の一部を株主に返還することは行わ

れる（払戻）。また、額面株式におけると同様、併合または消却により株式数の減少がなされる。¹²⁾

4、減資差益および減資差損

減資差益とは、損失より資本金を多く減少させた場合、その差額である。差益といっても、これは収益ではなく、資本金の一部が形を変えものである。そこで、日本の商法は、資本減少により減少した資本の額が、株式の消却または払戻に要した金額および欠損の填補に充てた金額を超える場合には、その超過額（減資差益金・減資剰余金）を、資本準備金として積立てなければならぬ（商第二八八条ノ一第一項第四号）、と規定し、減資差益を資本準備金の財源の一つとしている。

次に、例えば、事業規模を縮小するために資本金の一部を株主に返還することによって、株式消却を持って、減資を行なう場合、発行価額より高い金額で株式を買戻しするとき、買戻し価額は発行価額を超えた分は減資差損である。日本においては、仕訳上、減資差損として計上するが、商法では、何も規定されていない。¹³⁾

以上のように、日本商法は会社債権者保護の観点から、厳格な資本減少手続を採用した上、減資差益を資本準備金に組入れるように規定している。また、資本準備金は法定準備金として、資本の欠損の填補に充てる場合と、資本に組入れる場合に限ってこれを使用できることをもって、減資差益が流出しないよう管理している。

二、中国株式有限会社における減資の関係現行規定

1、中国株式有限会社における資本減少の意義と種類

中国株式有限会社における資本減少の意義と種類は、日本とほぼ同様である。そして、厳格的な法定資本制度を

採用しており、資本は、払込資本の払戻を禁止し（会社法第九三条、第一四三条）、自己株式取得の禁止（会社法第一四九条）などによる財産確保機能を有する。会社債権者を保護するため、いったん定められた資本を自由に減少してはならないが、会社財産が過剰となったり会社に欠損が生じたような場合には、資本を減少する必要が生じてくる。したがって、中国会社は、一定の厳格な手続によって資本を減少しうることとしている（会社法第一八六条）。

2、中国における減資の手続

（1）取締役会による資本減少案の作成（会社法第一一二条）

（2）貸借対照表及び財産目録の作成

会社が、登録資本を減少する必要がある場合、貸借対照表および財産目録を作成しなければならない（会社法第一八六条第一項）。

（3）株主総会を開催し、減資案について審議表決を行う

会社登録資本の増加または減少に対する決議は株主総会において行われる（会社法第一〇三条）。

（4）公告および債権者に対する通知

会社は、登録資本の減少決議の日より一〇日以内に債権者に通知し、かつ三〇日以内に新聞に少なくとも三回公告しなければならぬ（会社法第一八六条第二項）。

（5）会社債務の処理

債権者は、通知書を受け取った日より三〇日以内に、通知書を受け取っていない場合は、第一回の公告の日より九〇日以内に、会社に対し、債務の弁済またはそれに相当する担保の提供を請求することができる（会社法第一八

六条第二項）。

（6）会社が資本を減少した後の登録資本は、法定の最低資本限度額を下回ってはならない（会社法第一八六条第三項）。

（7）会社減資後、変更登記をしなければならない

会社は、登録資本を減少する場合、法に従い、会社の登記機関でその変更登記を行わなければならない（会社法第一八八条第二項）。

以上のような規定のほかに、会社法の補助的法規「中華人民共和国会社登記管理条例」（以下「条例」とする）

第二八条第一項において、会社は登録資本を変更する場合、法定資格を有する資産評価部門による資産評価証明を提出しなければならないと定められる。また、第三項では、会社は減資する場合、減資決議または減資を決定した日から九〇日以内に、登録資本変更登記を申請しなければならないと定められる。かつ、会社は新聞で、少なくとも三回の減資公告の関係証明と会社債務処理あるいは債務担保の状況説明を提出しなければならないとも規定している。

3、減資の方法

減資方法については、法律・法規において明文の規定はないが、株式数を減少させる方法、一株の額面を引下げる方法および両者併用する方法があると解されている¹⁴⁾。株式数を減少させる場合には、株式を消却するか、株式の併合を行うかという方法により行われる。額面を引下げる場合には、払込株金の一部を株主に払戻すか、帳簿に書いてある券面額を引下げる方法により行われる¹⁵⁾。

4、減資差益および減資差損

中国会社法は、減資差益および減資差損について何も規定されていない。学説では、一般的に、形式的減資と実質的減資を分けて分析している。形式的減資の場合、株式資本をもって欠損を填補する観点から、株式を消却するか、株式の券面額を引下げる方法によって、減資を行なうように思われる。形式的減資の場合の減資差益、減資差損について学説では詳しく検討されていない。その仕訳は、借方に「株式資本」(中国語「股本」、貸方に利益配当——未処分利益、と記帳することを説明されている。これに対し、株式の買戻しをもって、実質的減資が行われた場合について会計処理は一般的に以下のような例をあげて説明することは多い。¹⁷

X社は減資のために、券面額が二元である発行済株式十万株を買戻しする。当初の発行価額は一・二元であった。

・買戻価額は一・五元である場合、その仕訳は次のようである。

借…買戻資本

一五万元

貸…現金

一五万元

買戻された株式を処分する場合、まず、資本準備金の中、発行当時のプレミアム分を崩し、その後、法定利益準備金を取崩すことになる。その仕訳は次のようである。

借…資本金

〇万元

資本準備金——発行当時のプレミアム分

二万元

法定利益準備金

三万元

貸…買戻資本

一五万元

・買戻価額は〇・九元である場合、その仕訳は次のようである。

借…買戻資本

九万元

貸：現金

九万元

買戻し株式を消却後の仕訳は次のようである。

借：資本金

一〇万元

貸：買戻資本

九万元

資本準備金——額面超過回収資本

一万元

以上の例から、中国株式有限会社の会計処理では、発行価額より高い金額で買戻しをする場合、日本のように借方に「減資差損」として記入することではなく、貸方に資本準備金または法定利益準備金に記入することになっている。これに対し、額面価額より低い金額で買戻した場合、差額は資本準備金に「額面超過回収資本」として記入する。すなわち、日本と同じように減資差益分を資本準備金に入れるようにしている。

三、減資の無効についての検討

日本法においては、資本減少の手続または内容に瑕疵がある場合には、資本減少は無効となると規定されている。例えば、資本減少に関する株主総会の決議（商第三七五条第一項）に取消、不存在または無効の原因（商第二四七条一項・第二五二条）がある場合、債権者保護の手続（商第三七六条第二項、三項、一〇〇条）がとられなかった場合、資本減少の方法が株主平等の原則に違反する場合、または資本の額を一〇〇〇万円（商第一六八条ノ四）未満に減少する場合には、当該資本減少は無効となる。

これに対して、中国法においては、減資の無効について何ら規定がおかれてない。ただ、罰則として、会社が合

併、分割、登録資本の減少または清算において、本法に規定した債権者への通知または公告をしない場合、その是正を命じ、会社に対し、一万元以上一〇万元以下の過料を科すと規定しているのみである（会社法第二一七条）。

減資は、物的会社である株式会社にとって極めて重要なことであるため、会社債権者保護の観点からも、減資による債権者保護手続の履行に瑕疵がある場合とか、減資決議に瑕疵がある場合とか、減資手続に欠陥がある場合は出る可能性は十分ある。法によって減資無効の訴訟手続について規定すべきであると考えられる。

注

- (1) 森本滋『新版注釈会社法(7)』一四頁〔上柳克郎ほか編〕（有斐閣、一九八七年）。
- (2) 徐燕『会社法原理』三三九頁（法律出版社、一九九七年）。
- (3) 増資の方法には、新株発行の他、一株の金額による方法もある。後者の方法によると、金額の算定が困難であり、株主にとって好ましくないため、現在の中国株式会社における増資は、新株発行による（徐燕・前掲注(2)三四〇頁）、と言われている。
- (4) 会社が利益をもつて株主に株式配当により増資を行なう場合、条件イの制限は適用されない（中国会社法第二三七条）。
- (5) 新株引受権はこのように会社法において法定されている。しかし、実務では、それほど重視されていないため、株主の新株引受権は十分に保護されていないのが現状であって、法律によりさらなる規制が必要であると、言われている（劉俊海『株式有限公司における株主権の保護』一七頁（法律出版社、一九九七年））。
- (6) 弥永真生『リーガルマインド会社法』一〇三頁（有斐閣、一九九三年）。
- (7) 神崎克郎『新版注釈会社法(12)』八〇頁〔上柳克郎ほか編〕（有斐閣、一九九〇年）。

- (8) 神崎・前掲注(7)八〇頁、小林量「資本と準備金」連井良憲ほか『会社会計法』一四六頁―一四七頁(中央経済社、一九九一年)。
- (9) 大隅健二郎・今井宏『最新会社法(第五版)』二二三頁(有斐閣、一九九八年)。
- (10) 大隅・今井・前掲注(9)二三三頁。
- (11) 大隅・今井・前掲注(9)二三三頁。
- (12) 大隅・今井・前掲注(9)二三三頁。
- (13) 伊藤邦雄『現代会計入門』三二七頁(日本経済新聞社、二〇〇〇年)。
- そして学説では、減資差損は、株式の買入消却による減資において、取得価額がその株式についての資本への組入額を超える場合に、その部分を資本が負担するのか、あるいは資本準備金の負担とすべきかという関係で議論されるものである(小林・前掲注(8)一六四頁)。この問題について、小林教授は以下のように主張されている(小林・前掲注(8)一六四頁)。すなわち、株式が資本の構成単位であった旧法時代には、額面を超えて買入れた場合、その部分の処理が問題となる。しかし、資本と株式の関係は切断されている現行日本法の下では、資本の算定基準は、株式の発行価額となっているが、これはその発行時に増加すべき計算上の額の算定基礎となるだけで、以後資本と株式は無関係に変動しうるはずである。買入消却による減資に際しては、減資額の範囲内で株式を取得すればよいだけで、減資差損という問題は何ら生じしない。資本や利益に払戻を実質的に負担させようとすれば、減資の前後に準備金の資本組入れを行なうことによりこれは可能である(この場合、逆に多額の利益の資本組入れを行ない、その額の範囲内で株式の買入消却による減資を行なえば、利益消却の手続によらず株式を利益で消却したことになる)。
- (14) 徐燕・前掲注(2)三四〇頁。
- (15) 徐燕・前掲注(2)三四一頁。

- (16) 李海波 〓 劉学華 『株式有限会社財務会計』 一九九頁参照（立信會計出版社、一九九九年）。
- (17) 李海波 〓 劉学華・前掲注(16) 一九九頁。劉京城編 『新編株式有限会社会計』 二二四頁（中国審計出版社、一九九八年）。
- (18) 閔徳玉編 『會計準則読解与創作』 四六八頁、四六九頁参照（中国財政經濟出版社、一九九八年）。

第五章 おわりに

一、本稿のまとめ

本稿においては、中国における株式有限会社の資本制度を紹介するとともに、債権者保護の観点から、会社法がそれに期待する役割につき、日本法に参考しながら、検討を加えた。

従来、日本においては、資本制度をめぐる中国の法規制はそれほど体系的には紹介されていない。本稿では、これを網羅的に紹介した。今後の課題として以下のものがあると考ええる。

二、今後の課題

本稿における検討はあくまでも資本制度を前提とする検討である。すなわち、法は資本という概念を設定することによって会社債権者保護のために、会社財産の確保を図っている。しかし、資本の維持により会社が不当に会社

財産を流出させて債権者を害することが防止できたとしても、営業不振により会社財産が減少することまで防止できるものではない。資本が多額であつても、現実には運転資金が不足していれば会社債権者は損害を受けることになり、その反面、資本が少額であつたとしても収益力が大きければ、会社債権者の利益にかなうことになる¹⁾。このため、アメリカ合衆国では、資本に会社債権者保護の機能を期待しえないことから、早くも一九七五年に、カリフォルニア州会社法は改正を行ない、資本概念を放棄し、留保利益基準および資産比率・流動性比率テストを新しい配当基準として定めた。そして、模範事業会社法も資本概念を放棄して、新たな配当基準、貸借対照表基準および支払不能基準をもつて債権者の保護を図っている。

この問題について、日本においても次のような提案が見られる。すなわち、日本も「資産総額が負債総額の二五%の要求」を定め、新カリフォルニア法のように、その二五%の維持こそが、会社債権者保護のための合理的な数値になる²⁾。さらに、日本においては特に資本準備金が多く積み立てられている現状を考慮して、資本のみならず、資本準備金も登記事項として公示し、資本プラス資本準備金の合計額をその合理的数値である二五%——二〇%にすなわち、負債比率四〇〇%——五〇〇%、自己資本費率二〇%——六%程度に近づけることを要求すればよいとする³⁾。以上のように、資本制度を採用している国においても、現在の不備を補うか、新たな制度を構築するかについて、今後の日本商法学の重要な課題として指摘されている⁴⁾。

中国においては、流動比率、株主収益比率、資産負債比率、株主収益対負債総額比率などにより会社経営状況を分析する論説はあるが、利益配当は会社の実際の経営状況を基に行うわけではない。今後、中国における株式会社において、会社、株主、会社債権者の三者間の利益を調整していくために、資本制度がどう機能していくのか注目したい。

なお、本稿では、中国の資本制度全般を検討したが、具体的には検討すべき課題、例えば、授權資本制度導入の問題、従業員持株制度、自己株式取得の問題等が多く残されているが、これについては今後の研究課題にしたい。

注

- (1) 田中誠二「全訂会社法詳論上巻」一二二頁（勁草書房、一九九三年）。
- (2) 山本忠弘「資本の会社債権者保護機能について」名古屋大学法政論集九二号二九三頁（一九八二年）。
- (3) 山本・前掲注(2)二九三頁。
- (4) 小林量「資本充実・維持の原則」法教一九四頁（一九九六年）。